

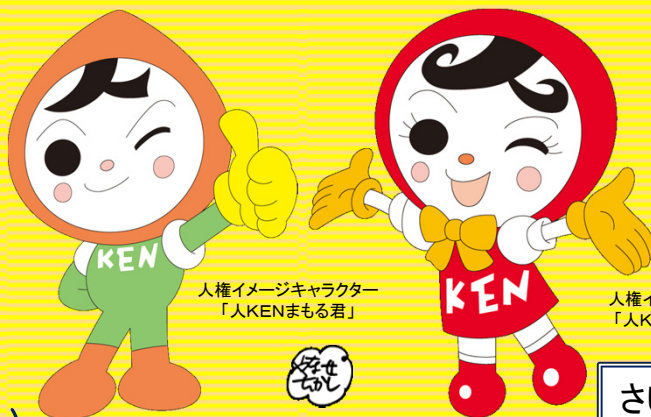
全国一斉!

法務局休日相談所

開設します!

一人ひとりの人権を大切にしよう。

無料相談



予約優先

※公共交通機関でお越しください。

さいたま地方法務局

検索

日時

平成29年**10月1日**(日)

午前10時～午後3時

場所

県内**2**か所(下記参照)

相談員

公証人

司法書士

土地家屋調査士

主催

さいたま地方法務局

人権擁護委員

法務局職員

こんな心配事はありませんか?

◆土地・建物の相続登記 ◆抵当権の設定, 抹消などの登記 ◆会社設立・役員変更の登記

◆遺言の形式, 書き方, 公正証書 ◆隣地との境界問題 ◆いじめなどの人権問題

個別相談会のほか, 公証人, 司法書士, 法務局職員による説明会等も実施します。

11:00～ 公証人による「公正証書遺言について」

11:30～ 法務局職員による「法定相続情報証明制度について」

13:30～ 司法書士による「相続登記について」

14:00～ 法務局職員による「法定相続情報証明制度について」

各30分

施設

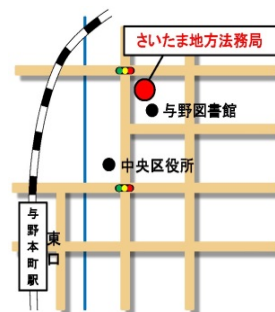
さいたま地方法務局 本局

住所

さいたま市中央区下落合5丁目12番1号(さいたま第2法務総合庁舎)
JR埼京線「与野本町」駅東口下車 徒歩8分

予約

☎ 048(851)1000 (さいたま地方法務局本局)
(ご予約は音声ガイダンス「5番」を押してください。)



施設

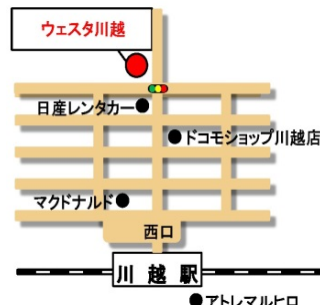
ウエスタ川越 (1階・3階)

住所

川越市新宿町1丁目17番地17
東武東上線, JR埼京線「川越」駅西口下車 徒歩5分
ウエスタ川越及び南公民館(★受付「ウエスタ川越」1階第1会議室)

予約

☎ 049(243)3824 (さいたま地方法務局川越支局)
(ご予約は音声ガイダンス「4番」を押してください。)



あなたの相続手続を
応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



法定相続情報一覧図の
写しの交付
戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

法定相続情報証明制度
の詳しい手続は、

[法務局ホームページ](#) **検索**

でもご覧いただけます。

お知らせ

○埼玉司法書士会

相続登記など登記相談は完全予約制にて、埼玉司法書士会総合相談センターや市町村役場(一部予約不要のものもあります。)にて実施しています。詳細は、埼玉司法書士会ホームページを御覧ください。相談センターの予約の受付は、平日午前10時から午後4時までです。予約専用電話番号 048(838)7472

[埼玉司法書士会](#)

検索

○埼玉土地家屋調査士会

未登記建物や建物の取りこわし等に伴う登記・土地の分割や地目を変える登記などの無料登記相談を一部の市(区)役所(一部予約が必要です。)にて実施しています。予約の要否及び予約の受付先は、埼玉土地家屋調査士会ホームページを御覧ください(御覧になれない場合には、実施市(区)役所等を案内しますので、048(862)3173にお電話ください。)

また、境界トラブルの有料相談を境界問題相談センター埼玉にて実施しています。

電話番号 048(837)1533

[埼玉土地家屋調査士会](#)

検索

○さいたま地方法務局

不動産登記の申請書様式については、法務局ホームページに掲載しております。相続登記など登記相談は予約制にて、各登記所で実施しています。予約の受付は、各登記所で行っていますが、詳細は、さいたま地方法務局ホームページを御覧ください(御覧になれない場合には、管轄登記所及びその電話番号を案内します。)

電話番号 048(851)1000(音声ガイダンス「1」)

[さいたま地方法務局](#)

検索